

# 小平市地域包括ケア推進計画

(小平市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)

(平成30(2018)年度～32(2020)年度)

[ 概要版 ]



住み慣れた小平で、いきいきと  
笑顔で暮らせる地域社会をめざして

平成30(2018)年3月  
小 平 市



# 1 小平市地域包括ケア推進計画の策定にあたって

## 計画策定の背景

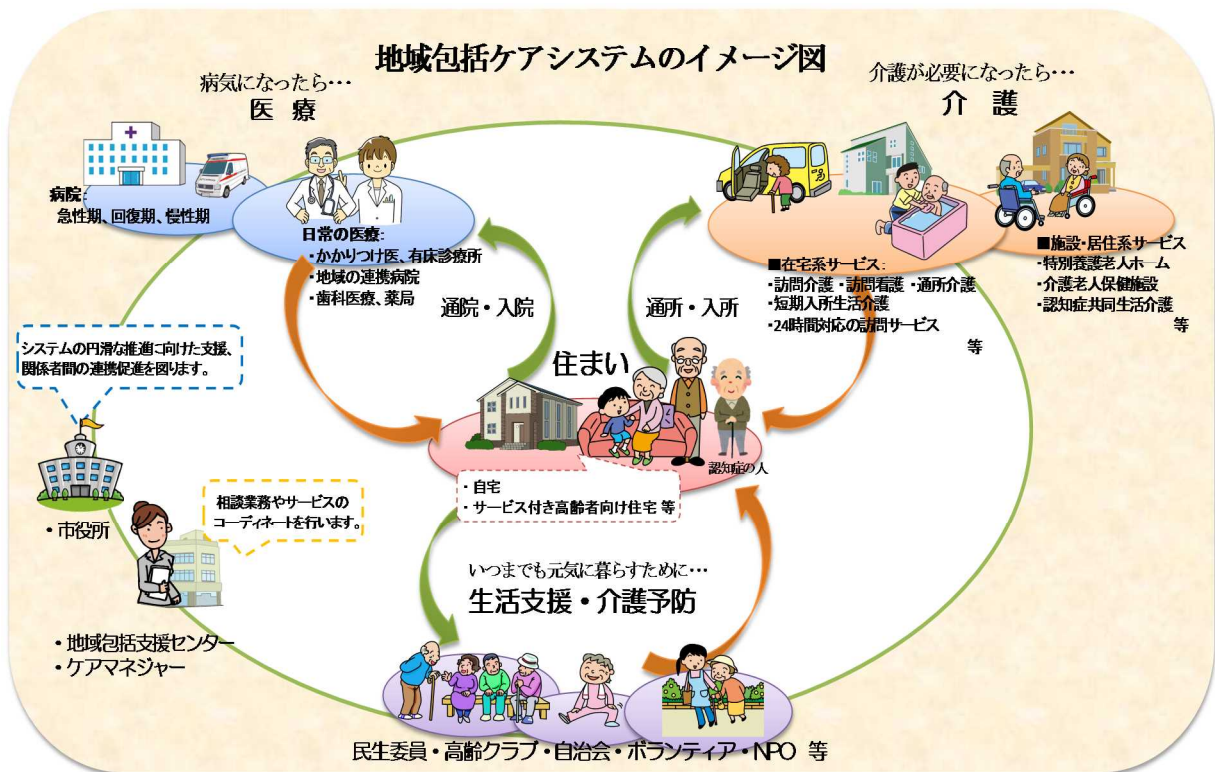
### (1) 超高齢社会の到来

小平市では人口約 19 万人に対し、高齢者人口が 22.2%の約 4 万 2 千人となっています。特に、介護等の支援が必要となる可能性が高くなる 75 歳以上の人口が、介護保険制度が開始した平成 12 年と比べて 2.3 倍の約 2 万 1 千人となっています。

小平市の推計では、団塊の世代が 75 歳になる 2025（平成 37）年には、75 歳以上の人口が約 2 万 7 千人に増加することが見込まれています。

### (2) 地域包括ケアシステムの構築

超高齢社会の到来により生じる、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の孤立化や、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増加や高齢者虐待などの問題に対応し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保持しながら自立した生活を続けられるようにするため、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が身近な地域で一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされています。



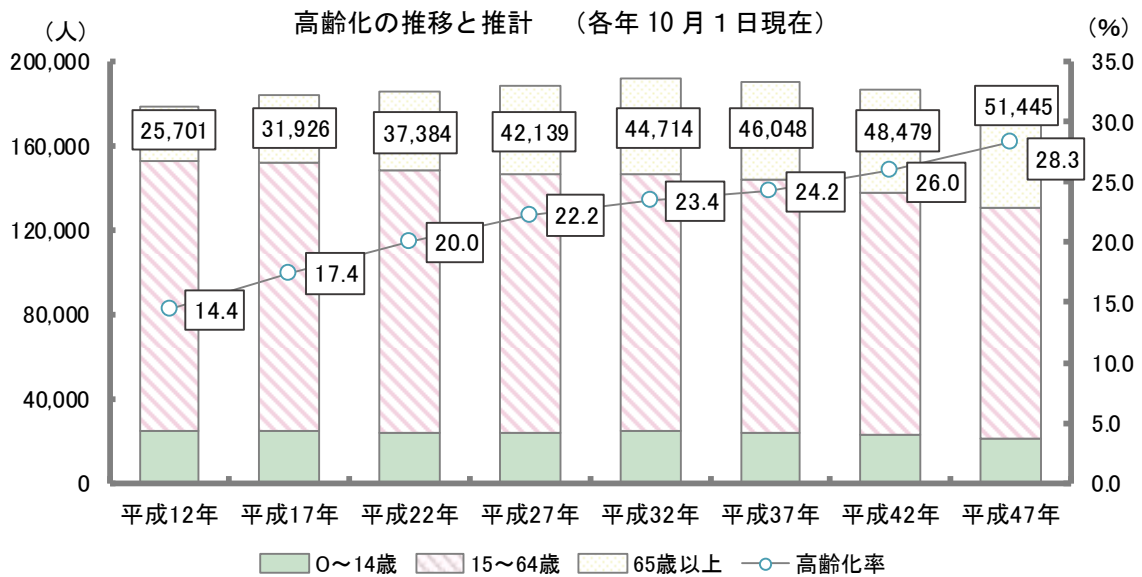
※ 地域包括ケアシステムは、おおむね 30 分以内に必要のサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定しています。



## 2 市の現状と推計

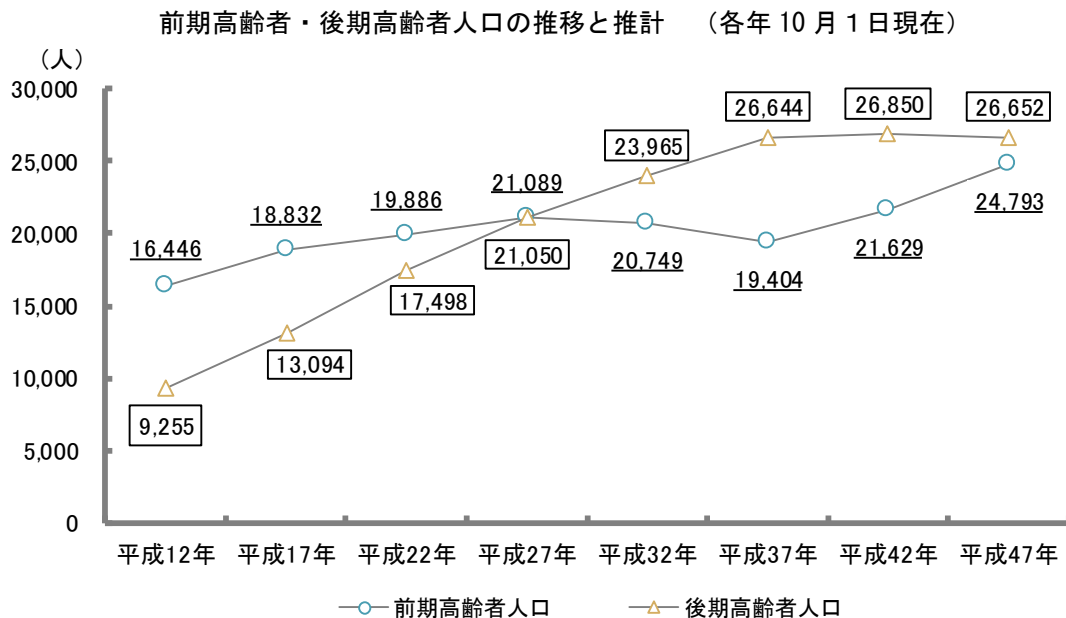
### 高齢化の推移と推計

小平市の総人口は、直近の国勢調査（平成 27 年）では、190,005 人となっていますが、平成 32 年をピークに減少傾向となると推計されます。一方、高齢者人口は 42,139 人、高齢化率は 22.2%で、どちらも今後増加していくことが推計され、平成 47 年には 51,445 人、28.3%まで増加するものと予測されます。



### 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移と推計

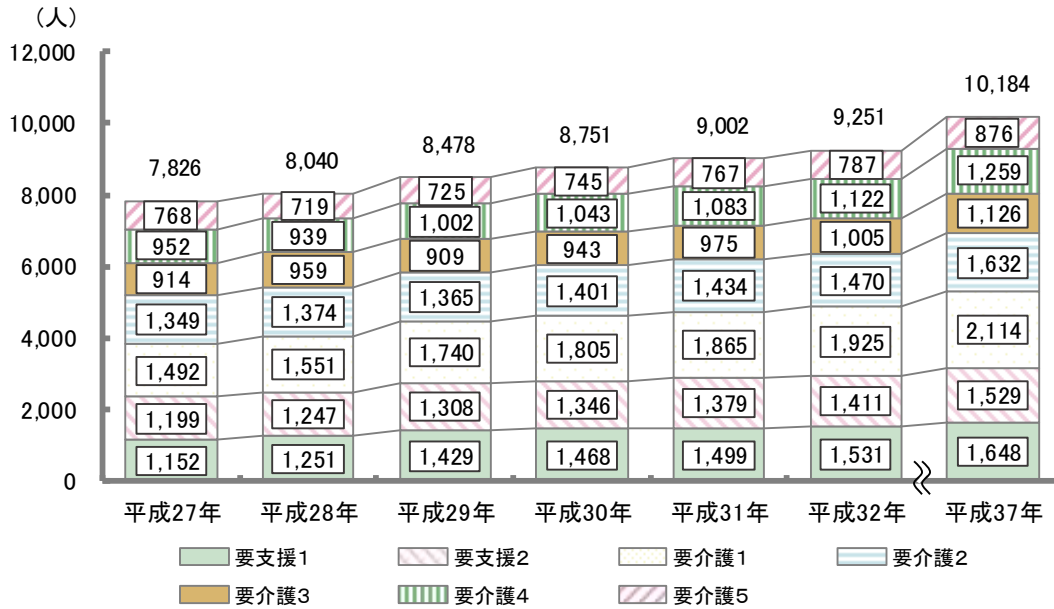
前期高齢者（65 歳～74 歳）及び後期高齢者（75 歳以上）人口の推移をみると、後期高齢者人口は平成 37 年までは増加傾向にあります。前期高齢者人口は、以降は横ばいになると予測されます。



## 要介護等認定者数の推移と推計

要介護等認定者数は、今後も増加していくことが推計され、平成37年には10,184人になると予測されます。

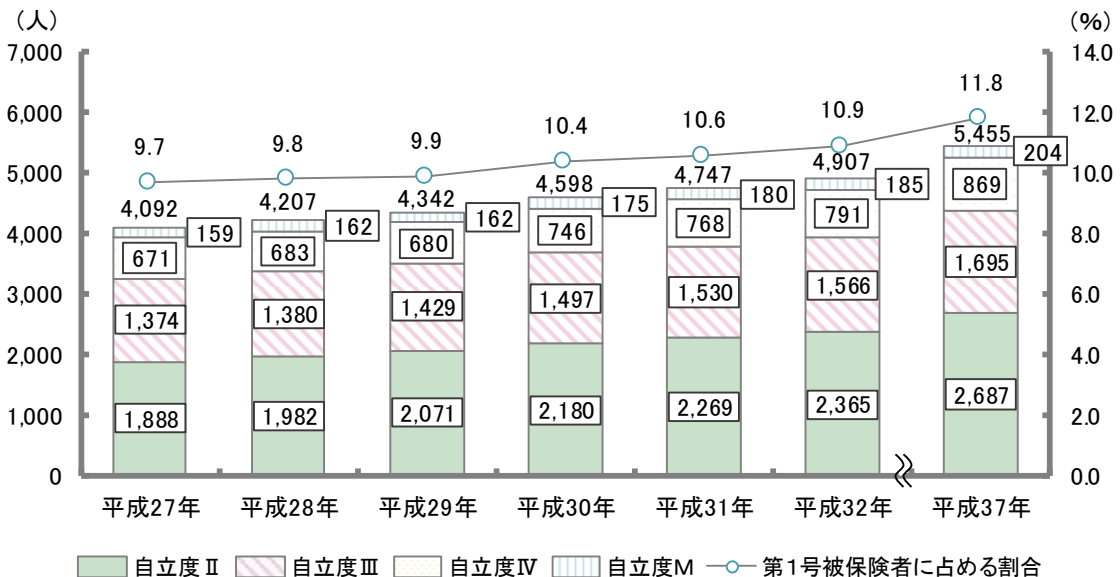
要介護等認定者数の推移と推計 (各年9月末日現在)



## 認知症高齢者数の推移と推計

認知症高齢者数は今後増加するものと見込まれており、平成37年には5,455人になると予測されます。第1号被保険者に占める認知症高齢者の割合も今後上昇するものと見込まれており、平成37年には11.8%になると予測されます。

認知症高齢者数と第1号被保険者に占める認知症高齢者の割合の推移と推計 (各年9月末日現在)



# 3 計画の基本的な考え方

## 施策の体系

小平市は、基本理念、基本目標を軸として、9本の施策に沿って、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を総合的に推進します。

【 基本理念 】

住み慣れた小平で、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会をめざして

【 基本目標 】

I 地域で互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援  
II いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援  
III 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

【 施策 】

1 地域づくり・日常生活支援

2 見守り体制の充実

3 認知症施策の推進

4 在宅医療と介護の連携の推進

5 社会参加の促進

6 介護予防・健康づくり

7 権利擁護の充実

8 介護サービスの充実と給付の適正化

9 安心できる住まいの確保

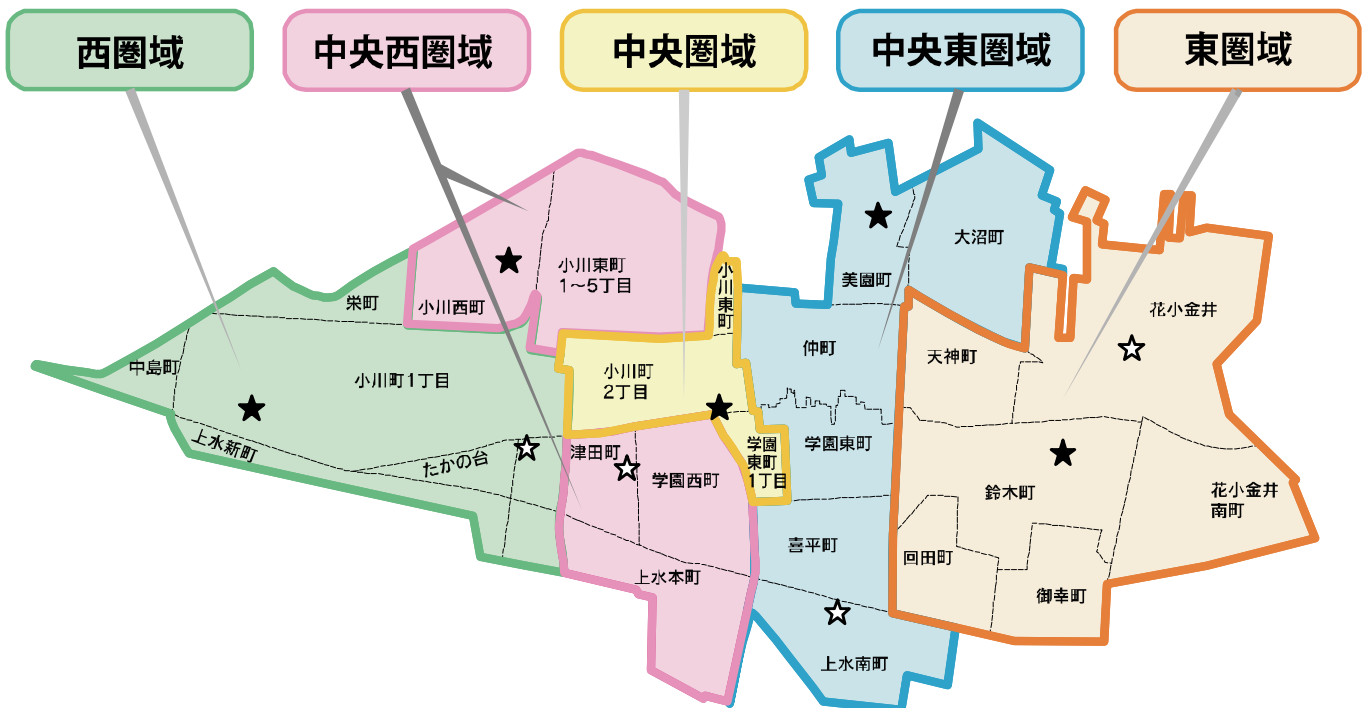
## 日常生活圏域の設定と地域包括支援センター

小平市では、地域の成り立ちや人口の分布状況などから、市内を5圏域に区分し、圏域ごとの中核拠点として地域包括支援センターを設置しています。

今期計画においても、この5圏域の設定を継承し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援、相談、支え合い活動の充実に努めます。

また、平成29年度から各圏域に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスのニーズの把握や多様な地域資源との連携を行っています。

今期計画期間中は、この活動の活性化を推進するとともに、必要に応じて圏域の見直しについて検討します。



	西圏域	中央西圏域	中央圏域	中央東圏域	東圏域
町名	栄町1～3丁目 中島町 小川町1丁目 たかの台 津田町1丁目 上水新町1～3丁目 上水本町1丁目	小川西町1～5丁目 小川東町1～5丁目 津田町2～3丁目 学園西町1～3丁目 上水本町2～6丁目	小川東町 小川町2丁目 学園東町1丁目 (※)	美園町1～3丁目 大沼町1～7丁目 仲町 学園東町2～3丁目 学園東町 喜平町1～3丁目 上水南町1～4丁目	花小金井1～8丁目 天神町1～4丁目 鈴木町1～2丁目 花小金井南町1～3丁目 回田町 御幸町
地域包括支援センター	けやきの郷 けやきの郷 たかの台 出張所	小川ホーム 小川ホーム 四小通り 出張所	中央センター (基幹型)	多摩済生 ケアセンター 多摩済生 ケアセンター 喜平橋出張所	小平健成苑 小平健成苑 花小金井 出張所

※中央圏域を担当する中央センターは、基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターの統括や連絡調整、後方支援、人材育成も行うため、担当する日常生活圏域は小区域としている。



## 4 施策の取組

### 地域づくり・日常生活支援

計画書 64 ページ

#### 施策の方向

- 地域包括支援センターの事業の評価を行い、高齢者の総合相談窓口等としての機能の強化を図ります。
- 地域ケア会議、生活支援体制整備事業協議会の開催を通じて、地域における課題解決力の強化を図ります。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体によるサービスの普及を図ります。
- サロン、地域の通いの場の立ち上げに必要な支援を行います。
- 生活サポーター、介護予防リーダー、認知症支援リーダーの養成や、地域で活動する人材の育成に努めます。

#### 施策の数値目標



#### サロン、地域の通いの場の数



26か所 ⇒ 平成32年度末目標：45か所



#### 生活サポーター等の累計登録者数



- ①生活サポーター  
73人 ⇒ 平成32年度末目標：210人
- ②介護予防リーダー  
36人 ⇒ 平成32年度末目標：70人
- ③認知症支援リーダー  
92人 ⇒ 平成32年度末目標：170人

#### 主な事業・取組

- ① 地域包括支援センターの役割と機能強化
- ② 地域ケア会議
- ③ 生活支援体制の整備
- ④ 地域づくり・日常生活支援に資する人材育成の取組
- ⑤ 高齢者交流活動（サロン等）への支援
- ⑥ 介護予防ボランティアポイント制度
- ⑦ 介護をしている家族への支援
- ⑧ 日常生活を支援する取組



## 見守り体制の充実

計画書 67ページ

### 施策の方向

- 介護予防見守りボランティアの一層の充実を図ります。
- 民間事業者等との高齢者見守り協定の締結をさらに進めます。
- 地域における見守り体制の充実を図るため、関係者間の情報共有とネットワークの充実に努めます。
- 高齢者の実態把握調査の実施等により、支援を要する高齢者への適切な支援体制の構築に努めます。

### 施策の数値目標



#### 介護予防見守りボランティアの累計登録者数



288人 ⇒ 平成32年度末目標：450人



#### 高齢者見守り協定累計締結団体数



11団体 ⇒ 平成32年度末目標：50団体

### 主な事業・取組

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ① 介護予防見守りボランティアの取組    | ② 地域包括支援センターによる見守り |
| ③ 民生委員・児童委員活動         | ④ 高齢者見守り協定         |
| ⑤ 避難行動要支援者避難支援体制の整備事業 | ⑥ おはようふれあい訪問       |
| ⑦ 見守りネットワークの充実        | ⑧ 高齢者実態把握          |

## 認知症施策の推進

計画書 70ページ

### 施策の方向

- 認知症サポーター養成講座や認知症支援リーダー養成講座を通じて、認知症への理解を深めるための普及・啓発を図ります。
- 認知症の人やその家族が、地域の人や医療・介護関係者と交流を図ることを目的とする認知症カフェの開催を推進します。
- 認知症初期集中支援チームの活動を通じて、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築します。
- 認知症への理解の促進を図るため、小平市で定める「認知症週間」の期間に、認知症に関するイベントや声かけ模擬訓練等を実施します。

### 施策の数値目標



#### 認知症サポーター養成講座の累計受講者数



5,907人 ⇒ 平成32年度末目標：10,000人

### 主な事業・取組

- |            |                  |
|------------|------------------|
| ① 認知症予防の取組 | ② 認知症の方を地域で支える取組 |
|------------|------------------|

## 在宅医療と介護の連携の推進

計画書 72 ページ

### 施策の方向

- 介護保険法施行規則に、【主な事業・取組】の①から⑧の事業を平成 30 年度内に実施することが定められていることから、平成 29 年度までに開始に至っていない③「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」を平成 30 年度中に開始します。
- 協議会の開催等を通じて関係者間の連携をさらに深め、在宅医療と介護の連携における課題認識を共有し、課題解決に繋がります。

### 主な事業・取組

- ① 地域の医療・介護の資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
- ⑨ 歯科医療連携推進事業

## 社会参加の促進

計画書 73 ページ

### 施策の方向

- シルバー人材センターの事業の周知を図り、会員数の増加に努めます。
- 高齢クラブ連合会との連携により、高齢クラブの活動の活性化を図ります。
- 福祉会館、高齢者館を適切に運営し、高齢者の交流の場等としての機能の充実に努めます。

### 施策の数値目標

 **シルバー人材センター会員数** 

1, 127人 ⇒ 平成32年度末目標：1, 180人

※目標値は小平市シルバー人材センター「第3次長期5か年計画」(平成28年3月)による。

### 主な事業・取組

- ① 福祉会館（老人福祉センター）運営
- ② 高齢者館（ほのぼの館・さわやか館）運営
- ③ シルバー人材センター運営補助
- ④ 高齢クラブへの助成
- ⑤ 高齢者福祉大会（社会福祉協議会共催）
- ⑥ シニア講座（シルバー大学）

### 施策の方向

- 介護予防講座の回数や内容の充実を図り、より多くの方に介護予防の取組を広めます。
- 介護予防リーダーに介護予防講座の運営に参加してもらい、地域における介護予防の機運を高めます。
- 「こだいら健康増進プラン」の定めるところにより、健（検）診の受診率の向上、ライフステージを通じた食育、運動習慣の継続等の健康づくりの推進に取り組みます。

### 施策の数値目標



#### 介護予防講座の年間参加延べ人数



延べ8,961人 ⇒ 平成32年度目標：延べ18,000人

### 主な事業・取組

- ① 介護予防の推進
- ② 高齢者健康音楽教室
- ③ 高齢者交流室の運営
- ④ ほのぼのひろば
- ⑤ 健康推進課等で実施する各健（検）診事業、予防接種事業
- ⑥ 市民体力測定
- ⑦ FC東京による高齢者の体操教室
- ⑧ 地域リハビリテーション活動支援事業

## 権利擁護の充実

### 施策の方向

- 権利擁護に関する事業を実施する権利擁護センターや、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知に努めます。
- 虐待に対する早期の対応を図るため、関係機関との連携に努めます。

### 主な事業・取組

- ① 高齢者虐待の早期発見・防止
- ② 高齢者緊急一時保護事業
- ③ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
- ④ 成年後見制度

## 施策の方向

- 地域密着型サービス、介護施設については、アンケート調査結果等による利用意向、既存施設の待機状況、近隣市の整備状況、第6期から継続している協議の状況を勘案しながら、具体的な整備目標を定めます。
- 要介護認定調査票の点検やケアプラン点検など介護給付適正化の取組を推進し、公正な制度運営に努めます。

## 施策の数値目標

### 地域密着型サービスの整備目標

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
1か所 ⇒ 平成32年度末目標：2～3か所
- ② 小規模多機能型居宅介護  
5か所、登録定員136人 ⇒ 平成32年度末目標：6か所、登録定員165人
- ③ 認知症高齢者グループホーム  
9か所、153人 ⇒ 平成32年度末目標：10か所、171人

### 介護施設の整備目標

- 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）  
612人 ⇒ 平成37年度末目標：912人

## 主な事業・取組

- ① 介護サービスの基盤整備
- ② 介護サービスの質の向上
- ③ 介護給付適正化の取組
- ④ 低所得者への配慮

## 施策の方向

- 高齢者住宅（シルバーピア）の適切な運営支援に努めます。
- 住まいにおいて、より安全に生活ができるよう、住宅改修への支援を行います。
- 東京都がサービス付き高齢者向け住宅の整備に補助を行う際に、事業者に対し市が定める基準に留意するよう求めることで、よりよい住宅環境の整備に努めます。

## 主な事業・取組

- ① 高齢者住宅（シルバーピア）の運営支援
- ② 高齢者自立支援住宅改修給付事業
- ③ サービス付き高齢者向け住宅
- ④ 家賃保証料の支援

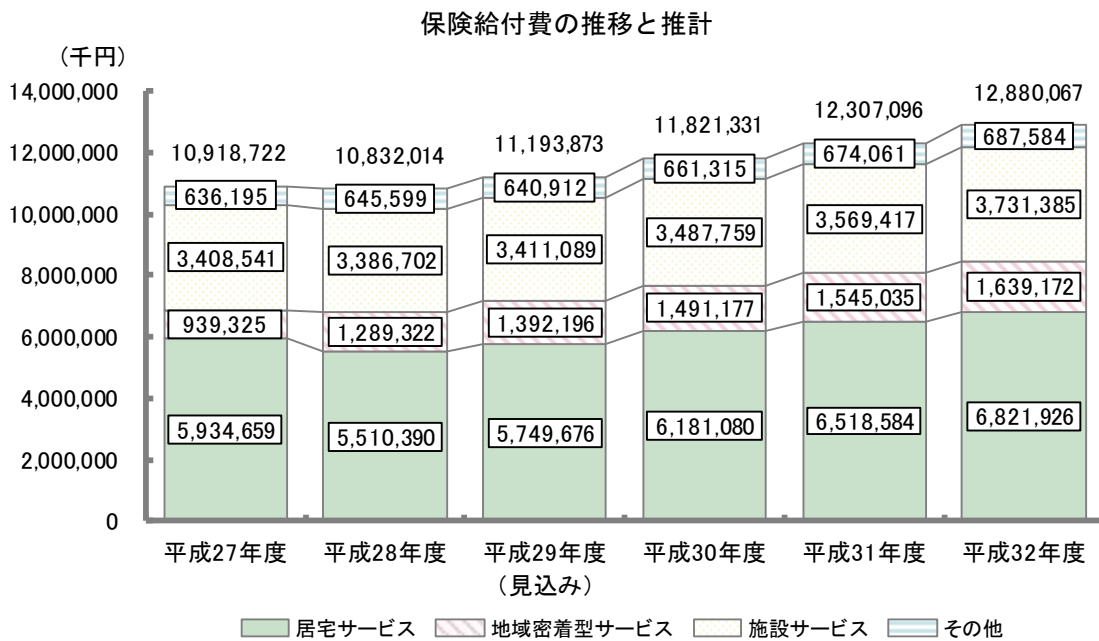


## 5 介護保険事業の見込量と介護保険料

### 介護保険事業の見込量推計

#### (1) 保険給付費（標準給付費）の推移と推計

要介護等認定者数の増加等に伴い、保険給付費（標準給付費）は平成 28 年度の約 108 億 3,000 万円から、平成 32 年度には約 128 億 8,000 万円にまで増加するものと見込まれます。



- 居宅サービス  
訪問介護・通所介護・訪問看護・福祉用具貸与・居宅介護支援など
- 地域密着型サービス  
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護など
- 施設サービス  
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など

#### (2) 地域支援事業費の推移と推計

地域支援事業については、介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、平成 28 年度から、従来保険給付費で支出していた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の給付に相当する費用が地域支援事業に移行したため、事業費が大きく増加しています。

地域支援事業費の推移と推計

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防・日常生活支援総合事業 (平成 27 年度は介護予防事業)	81,914	341,860	598,787	599,464	619,168	638,110
包括的支援事業・任意事業	192,919	232,879	276,597	322,394	326,185	329,168
地域支援事業合計	274,833	574,739	875,384	921,857	945,353	967,278

## 介護保険料

### (1) 介護保険の財源

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・東京都・小平市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

### (2) 介護保険料算出の手順

平成30年度～32年度における保険給付費や地域支援事業費、第1号被保険者数の推計等を基に、保険料を算出します。

### (3) 第1号被保険者介護保険料

第7期（平成30～32年度）の保険料基準月額は、保険給付費等の増加により、5,100円から5,300円に上昇します。

#### ■介護保険料基準月額の推移

	小平市	全国平均
第1期（平成12～14年度）	3,000円	2,911円
第2期（平成15～17年度）	3,200円	3,293円
第3期（平成18～20年度）	3,700円	4,090円
第4期（平成21～23年度）	3,600円	4,160円
第5期（平成24～26年度）	4,700円	4,972円
第6期（平成27～29年度）	5,100円	5,514円
第7期（平成30～32年度）	5,300円	

## 第1号被保険者の所得段階別保険料額

所得段階	対 象 者	基準額に 対する割合	保険料年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者</li> <li>・中国残留邦人等の支援給付受給者</li> <li>・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税</li> <li>・本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額（公的年金等の所得を除く）+前年の公的年金等の収入金額が80万円以下</li> </ul>	0.45 (0.40) ※	28,600円 (25,400円) ※
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額（公的年金等の所得を除く）+前年の公的年金等の収入金額が80万円超え120万円以下	0.65	41,300円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額（公的年金等の所得を除く）+前年の公的年金等の収入金額が120万円超え	0.70	44,500円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、前年の合計所得金額（公的年金等の所得を除く）+前年の公的年金等の収入金額が80万円以下	0.90	57,200円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、前年の合計所得金額（公的年金等の所得を除く）+前年の公的年金等の収入金額が80万円超え	1.00	63,600円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	1.10	69,900円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.25	79,500円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50	95,400円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.64	104,300円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.78	113,200円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	1.92	122,100円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.06	131,000円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.20	139,900円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.34	148,800円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上	2.48	157,700円

※第1段階について、前期に引き続き公費の投入により、( )内の割合、金額に軽減を行う。

小平市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

## 小平市地域包括ケア推進計画

(平成30(2018)年度～32(2020)年度)

### 【概要版】

発行年月 平成30年3月発行

編集・発行 小平市健康福祉部高齢者支援課

〒187-8701

小平市小川町2丁目1333番地

電話 042-346-9823

FAX 042-346-9498

電子メール [koreishashien@city.kodaira.lg.jp](mailto:koreishashien@city.kodaira.lg.jp)